

佐賀県建設業技術力強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、技術力強化等を図るために以下の経費を負担する建設業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

- (1) 建設業に係る資格の取得に要する経費
- (2) 建設関連業に係る資格の取得に要する経費
- (3) 建設業に関する技術の継承又は建設工事従事者の安全健康確保のために実施する研修会に要する経費

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。
- (2) 従業員 1日の勤務時間が正規の社員と同じであり、勤務日数が週4日以上又は月16日以上の者をいう。

(補助事業者)

第3条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に主たる事業所を有する者で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者（以下「建設業者」という。）
- (2) 中小企業基本法第2条に該当し、佐賀県建設工事等入札参加資格（測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント又は地質調査業務）を有する者（以下「建設業関連業者」という。）
- (3) 建設業法第3条第2項に規定する建設工事の種類ごとに構成する組合（任意組合を含む。）又は建設業許可を有する者複数により結成された団体（任意団体を含み、関連会社を除く。以下「研修実施団体」という。）

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に

暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 第1項の補助事業者は、申請の対象となる経費について他の補助金等を受給してはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付対象経費及び補助率は、別紙のとおりとする。

2 補助対象資格の検定試験若しくは講習又は技術継承・安全健康確保のための研修会（以下「試験等」という。）は、5月から12月までの間に実施されるものに限る。

(補助上限額)

第5条 補助金の上限額は、1補助事業者当たり10万円とする。ただし、受験者、受講者又は研修会参加者（以下「受験者等」という。）に「申請年度の4月1日時点において35歳未満の男性」を含む場合は15万円、「女性」を含む場合は20万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する申請書は様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の申請書の提出期限は、試験等の実施日の30日前とする。

3 第1項の申請書には、受験者等が常勤の役員又は従業員である旨を証する書面を添付するものとする。

4 補助金の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項第3号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止(廃止)承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は試験等の実施日から起算して14日以内とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付請求)

第9条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の内容、条件、その他法令等又は指示に違反したとき。

2 知事は、補助事業者が第3条第2項から第4項までの規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 補助事業者は、前2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙（第4条関係）

1 建設業に係る資格の取得に要する経費

| 補助事業者 | 対象資格 | 対象経費 | 補助率 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 建設業者 | <ul style="list-style-type: none"> 建設業法施行規則第7条の3に規定する資格 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習（更新者講習を除く。） | <p>常勤の役員、従業員又は事業主が資格取得のために要する以下の経費。ただし、消費税及び地方消費税並びに振込手数料、願書代等諸経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検定試験料 講習の受講料 教材費 | 2分の1（千円未満切捨て） |

2 建設関連業に係る資格の取得に要する経費

| 補助事業者 | 対象資格 | 対象経費 | 補助率 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 建設業関連業者 | <ul style="list-style-type: none"> 技術士法に基づく技術士 測量法に基づく測量士 建築士法に基づく1級建築士、2級建築士、木造建築士 地質調査技士 RCCM | <p>常勤の役員、従業員又は事業主が資格取得のために要する以下の経費。ただし、消費税、振込手数料、願書代等諸経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検定試験料 講習の受講料 教材費 | 2分の1（千円未満切捨て） |

3 研修に要する経費

| 補助事業者 | 対象経費 | 補助率 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 研修実施団体 | <p>建設業に関する技術の継承又は建設工事従事者の安全健康確保のために実施する研修に要する以下の経費（消費税及び地方消費税を除く。）。ただし、受講生から受講料を徴収する場合は、同額を控除した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会場使用料 講師謝金 教材費（材料費、廃棄費用を含む。） | 2分の1（千円未満切捨て） |

別紙1（建設業者及び建設業関連業者用）

商号又は名称

| 氏名 | 生年月日 | 女性 (○を選択) | 資格番号 (下記参照) | 試験 | | | 講習 | | | | 教材 | | | 合計 (補助対象経費) | |
|---------|---------|--------------|----------------|-----------|---------|-------|------|--------|----------------|---------|---------|---------|-------|----------------|---------|
| | | | | 資格名(自動入力) | 試験日 | 受験料 | 講習名 | 講習実施機関 | 講習日 | 受講料 | 税抜き | 教材名 | 価格 | | 税抜き |
| 例：山田 姫子 | S64.1.1 | ○ | 1 | 1級建設機械施工士 | R5.6.18 | 5,250 | 実務演習 | 建設センター | R5.3.1～R5.6.30 | 275,000 | 250,000 | よくわかる1級 | 3,300 | 3,000 | 258,250 |
| 例：山田 姫子 | S64.1.1 | ○ | 1 | 1級建設機械施工士 | R5.8.30 | 5,250 | | | | | | | | | 5,250 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 |
| 総計 | | | | | | | | | | | | | | 0 | |

総計の2分の1（千円未満切捨て）

補助上限額

補助申請額

| 補助対象者 | 根拠 | 資格番号 | 資格名 |
|---------|-----------------------|------|---------------------------|
| 建設業者 | 建設業法 施行規則 第7条の3 | 1 | 1級建設機械施工士 |
| | | 2 | 2級建設機械施工士 |
| | | 3 | 1級土木施工管理士 |
| | | 4 | 2級土木施工管理士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入） |
| | | 5 | 1級建築施工管理士 |
| | | 6 | 2級建築施工管理士（建築、躯体、仕上げ） |
| | | 7 | 1級電気工事施工管理士 |
| | | 8 | 2級電気工事施工管理士 |
| | | 9 | 1級管工事施工管理士 |
| | | 10 | 2級管工事施工管理士 |
| | | 11 | 1級造園施工管理士 |
| | | 12 | 2級造園施工管理士 |
| | | 13 | 1級電気通信工事施工管理士 |
| | | 14 | 2級電気通信工事施工管理士 |
| | | 15 | 1級建築士 |
| | | 16 | 2級建築士 |
| | | 17 | 木造建築士 |
| | | 18 | 第一種電気工事士 |
| | | 19 | 第二種電気工事士 |
| | | 20 | 電気主任技術者（第1種～第3種） |
| | | 21 | 給水装置工事主任技術者 |
| | | 22 | 消防設備士 |
| | | 23 | 技能検定（資格名：） |
| | | 24 | その他（資格名：） |
| 建設業関連業者 | 規則第18条の3第2項第2号 | 25 | 登録基幹技能者講習（資格名：） |
| | | 26 | 技術士（部門：） |
| | | 27 | 測量士 |
| | | 28 | 1級建築士 |
| | | 29 | 2級建築士 |
| | | 30 | 木造建築士 |
| | | 31 | 地質調査技士 |
| 32 | R C C M | | |

注意事項

※商号又は名称は省略せず、正確に記載ください。
※色がついたエクセルには入力しないでください。自動計算されます。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
建設業許可番号 般／特 一第 号
佐賀県建設工事等入札参加資格の有無 有・無

佐賀県建設業技術力強化支援補助金交付申請書

佐賀県建設業技術力強化支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金_____円
(別紙1の補助申請額)の交付を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設業技術
力強化支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

建設業者及び建設業関連業者の場合

- ・ 別紙1（建設業者及び建設業関連業者用）
- ・ 別紙2
- ・ 受験者等が常勤の役員又は従業員である旨を証する書面（健康保険証の写し等）

研修実施団体の場合

- ・ 別紙1（研修実施団体用）
- ・ 別紙2

別紙 1 (研修実施団体用)

商号又は名称

研修の名称

| |
|--|
| |
|--|

研修の内容

| |
|------------------------|
| (パンフレット等があれば添付してください。) |
|------------------------|

研修の実施に要する経費

| | | |
|-----------------------|--------|--------|
| 会場使用料 | 円 (税込) | 円 (税抜) |
| 講師謝金 | 円 (税込) | 円 (税抜) |
| 教材費 (材料費、廃棄費用を含む。) | 円 (税込) | 円 (税抜) |
| ① 合計 | | 円 (税抜) |
| ② ①から「徴収した受講料」を差し引いた額 | | 円 |
| ③ ②の2分の1の額 (千円未満切捨て) | | 円 |

補助上限額

| | |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 研修参加者に申請年度の4月1日時点で35歳未満の者がいる場合、その氏名 (1名で可) | |
| 研修参加者に女性がいる場合、その氏名 (1名で可) | |
| ④ 補助上限額 (10万円。申請年度の4月1日時点で35歳未満の者を含む場合は15万円、女性を含む場合は20万円) | 10万円 15万円 20万円 (いずれかを○で囲んでください。) |

補助申請額

| | |
|----------------|---|
| ⑤ ③及び④のいずれか低い額 | 円 |
|----------------|---|

誓 約

商号又は名称 _____

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

(誓約事項を確認の上、□にレを記入してください。)

- 私は、申請に関する検定試験料、講習の受講料及び教材費について、他の補助金等を受給いたしません。
- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、佐賀県建設業技術力強化支援補助金交付事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
建設業許可番号 般/特 一第 号
佐賀県建設工事等入札参加資格の有無 有・無

佐賀県建設業技術力強化支援補助金の変更承認申請書

年 月 日付け建設技第 号で交付決定の通知があった佐賀県建設業技術力強化支援補助金について、変更承認を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設業技術力強化支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

| | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----|-----|
| 資格取得に要する経費 | 円 | 円 |
| 補助対象経費 | 円 | 円 |
| 補助金申請額 | 円 | 円 |

2 関係書類

変更前・変更後の別紙1

3 変更理由

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
建設業許可番号 般／特 一第 号
佐賀県建設工事等入札参加資格の有無 有・無

佐賀県建設業技術力強化支援補助金の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け建設技第 号で交付決定の通知があった佐賀県建設業技術力強化支援補助金について、中止（廃止）したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設業技術力強化支援補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

- ・ 中止（廃止）理由

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
建設業許可番号 般／特 一第 号
佐賀県建設工事等入札参加資格の有無 有・無

佐賀県建設業技術力強化支援補助金実績報告書

年 月 日付け建設技第 号で交付決定があった佐賀県建設業技術力強化支援補助金について、補助事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設業基盤強化事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

建設業者及び建設業関連業者の場合

- ・ 検定試験、講習等の内容、日程、金額等を確認できる書類の写し（受験案内等）
- ・ 領収書の写し（検定名・講習名、受験者名・受講者名の記載のあるもの）
- ・ 受験・受講したことを確認できる書類の写し（受験票等）

研修実施団体の場合

- ・ 研修の内容、日程、受講料等を確認できる書類の写し（パンフレット、チラシ等）
- ・ 領収書の写し（研修名、実施団体名、用途の記載のあるもの）
- ・ 受講者名簿一覧

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

建設業許可番号 般／特 一第 号

佐賀県建設工事等入札参加資格の有無 有・無

佐賀県建設業技術力強化支援補助金交付請求書

年 月 日付け建設技第 号で額の確定通知があった佐賀県建設業技術力強化支援補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設業基盤強化事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名

支 店 名

口座の種類

口 座 番 号

(フリガナ)

口座名義人

※口座名義人の名称・フリガナは省略せずに正確に記入すること。